

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：高千穂町指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

棚田等の名称				[単位：ha]			
棚田地域の区域	棚田の名称	田(1/20以上)	保全を図る棚田等の面積	棚田地域の区域	棚田の名称	田(1/20以上)	保全を図る棚田等の面積
旧高千穂町	三田井北・東棚田	34.0	35.0	旧岩戸村	黒原棚田	25.8	33.1
	浅ヶ部棚田	21.5	30.7		下永の内棚田	9.8	12.3
	大野原棚田	7.8	9.9		上永の内棚田	26.0	29.0
	上川登棚田	17.9	24.0		野方野棚田	33.4	40.8
	中川登棚田	32.9	33.7		大平棚田	21.3	29.8
	上押方棚田	15.4	16.1		日出棚田	27.6	36.3
	下押方棚田	9.0	9.4		日向棚田	18.0	21.2
	片内棚田	1.1	1.7		旧田原村	上田原棚田	48.5
	山附棚田	26.0	27.7	下田原棚田		41.6	50.0
	三原尾野棚田	5.7	5.7	高岩棚田		14.9	18.1
	跡取川棚田	3.6	3.6	中西棚田		4.0	12.0
	芝原東棚田	7.8	8.5	河内棚田		8.9	11.6
	五ヶ村西棚田	18.2	21.4	城山棚田		4.0	4.6
	五ヶ村東棚田	3.3	4.1	奥鶴棚田		8.4	8.4
	椎屋谷棚田	5.2	10.7	馬場棚田		9.5	13.8
	丸小野棚田	6.0	17.4	下河内棚田		10.7	18.7
	黒仁田棚田	0.7	12.8	五ヶ所棚田		22.2	84.8
	秋元・水の口棚田	4.3	4.3	旧上野村	上野棚田	26.0	41.0
	下川登棚田	11.0	15.2		玄武棚田	45.7	52.0
	旧岩戸村	笹の戸・五ヶ村棚田	18.1		24.0	黒口棚田	41.0
上寺棚田		45.7	52.6		下組棚田	43.0	57.5
立宿棚田		20.6	29.4		下野東棚田	23.2	39.5
土呂久棚田		8.1	8.4	下野西棚田	61.6	74.8	
東岸寺棚田		34.7	36.1	総計	933.6	1247.8	

棚田の範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田の保全

① 耕作放棄の防止及び削減

- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、耕作や畦畔維持、水路・農道の維持管理活動を行い、指定棚田地域の保全を図る棚田等 1247.8ha について、保全活動を継続する。

② 担い手の確保

- ・現高千穂町内に認定農業者が 192 名いるが、認定農業者の高齢化や担い手不足が懸念させるため、令和 6 年度までに法人または認定農業者・認定新規就農者を新たに 5 人認定させる。
- ・現高千穂町内にて農業を行う移住者（U I J ターン）は、過去 5 年で 3 人いるが、令和 6 年度までに新たに 5 人確保する。また、町内各集落協定に研修受け入れ農家を確保する。
- ・作業受託組織の受託能力向上のため、機械の新規導入・更新補助を、過去 2 年間で 2 組織行ったが、これを令和 6 年度までに 3 組織に増やし、受託組織の強化を図る。

③ 生産性・付加価値の向上

- ・現在、刈払い機等による人力の作業が行われているが、高齢化や担い手不足があるため、省力化に向けて、リモコン草刈り機、施肥・防除用ドローンの導入またはリースで活動する体制作りを行う。または、集落協定内での共同草刈り作業に取組み、生産性向上に努める。
- ・令和 6 年度までに、共同利用する農業機械（畦塗り機やコンバイン等）を導入する集落協定を現在の 2 4 協定から 3 協定増加させる。
- ・棚田等の保全のため、現在設置している鳥獣害防止柵を維持・管理する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物供給の促進

- ・令和 6 年度までに、現高千穂町内の棚田で生産される棚田米や掛け干し米のブランド化に取り組み、農業者の所得向上を図る。
- ・農作業の省力化・効率化を図り、農産物の供給を促進するため、ドローンを活用した防除作業体制を集落協定所有若しくは業者委託により、令和 6 年度までに現高千穂町内 4 集落協定 97.3ha で体制を確立する。

② 自然環境の保全・活用

- ・令和 6 年度までに、環境保全型農業（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域慣行の 5 割以上低減する取組）の取組面積を 19.54 ha から 3 ha 増加させる。
- ・現高千穂町内の棚田で、現在 5 小学校区で行っている小学生向けの自然ふれあいイベント（田植え体験や稲刈り体験等）の開催を維持・拡大する。

③ 良好な景観の形成

- ・令和 6 年度までに、棚田等の周辺に桜やアジサイ等の景観花木を計画的に植栽する。

- ・ 棚田の畦畔にグランドカバープランツ（センチピートグラス等）を植栽する集落協定が1集落協定あるが、令和6年度までに、さらに1集落協定を増やす。

④ 伝統文化の継承

- ・ 棚田地域で開催している高千穂の夜神楽と、現存する農村文化を維持・継承を図り、各小学校・中学校での神楽指導を継続する。

⑤ 集落機能強化

- ・ 棚田地域にコミュニティサロンを作り、高齢者や高齢農家が居住し易やすい環境作りを行う。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 新たな農村交流体験イベント（農業体験等）を開催し、令和6年度までに年間25人の参加者（交流人口）を確保する。

② 棚田を観光資源とした地域振興

- ・ 現在、中川登棚田で開催している棚田アートの田植えイベントにおける地域住民以外の参加者を20人から40人に増加させる。
- ・ 現在、山附棚田で7月に開催しているほたるまつりの参加者を300人から400人に増加させる。
- ・ 棚田等の見学者向けに、休憩所や案内看板を現高千穂町内の棚田3ヶ所に新設し、交流人口や見学者を100人増加させる。
- ・ 棚田の周辺に設置している直売所の現在の販売額600万円を、令和6年度までに販売額を650万円にする。

③ 棚田米等を活用した6次産業化の推進

- ・ 棚田米や棚田で栽培した作物を利用した加工品を作る6次産業事業者を、現在7事業者から、令和6年度までに町で支援し、1事業者増加させる。

3 計画期間

令和2年認定月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

(1) 棚田等の保全

① 耕作放棄の防止及び減少

- ・ 各集落協定において、耕作放棄地が出ないように協定参加者で協力して草刈等の農地保全対策を行う。また、農地中間管理機構を通じて、担い手や認定農業者等へ農地を集積する。

- ・高千穂町にて農業農村整備事業や多面的機能支払制度を活用し、安心して農作業の出来る環境作りを行い、耕作放棄地の減少を目指す。

② 担い手の確保

- ・高千穂町が宮崎県やJ Aと協力し、農業者や認定新規就農者に対して研修や指導を行い、認定基準を満たす農業者を育成するとともに、各集落協定にて新たな担い手の掘り起こしを行う。
- ・令和6年度までに、高千穂町を中心に、宮崎県やJ A、集落協定等が協力し、農業に意欲のある移住者（U I J ターン）を支援するとともに受け入れ体制を構築する。
- ・高齢農業者の負担軽減のため、担い手や作業受託組織への委託を各集落協定にて積極的に推進し、高千穂町や宮崎県から担い手や作業受託組織へ補助事業の情報提供や技術支援を行い、受託能力の強化を図る。

③ 生産性・付加価値の向上

- ・各集落協定において、無人草刈り機や防除用ドローンを導入し、各農作業の省力化に努める。また、地元住民と協力して畦畔の共同草刈りに取り組み、高齢化により対応できない農家を支援する。
- ・集落協定内で共同利用している農業機械の利用を積極的に行い、受託組織のある協定では、委託に出すことにより農作業の省力化を図る。
- ・有害鳥獣により棚田等が荒廃しないように、鳥獣害防止柵の設置するとともに、現在設置している集落協定においては、柵の維持管理を行う。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物供給の促進

- ・各集落協定では、高千穂の棚田米や掛け干し米のブランド化を図るとともに、景観に配慮した基盤整備等により生産量を増加させる。
- ・ドローンを購入した集落協定では、防除作業を担う体制づくりを行う。また、業者へ委託する集落協定では、ドローンによる防除を委託する農用地を協定書に位置づけ、計画的に広げていく。

② 自然環境の保全・活用

- ・高千穂町では、環境保全型農業直接支払制度への取組を、現在取り組んでいない集落協定も取り組むよう支援していく。
- ・各集落協定では、棚田等の畦畔にグランドカバープランツを植栽することにより、農作業の省力化と景観維持を両立する。また、町内でカバープランツを導入している棚田等の状況を、他の指定棚田地域の代表に周知し、導入の推進を図る。
- ・各集落協定では、棚田において小学生向けの自然ふれあいイベントを小学校やP T A等と協力して行う。高千穂町はその活動状況を広報等に掲載することで、活動の推進を図る。

③ 良好な景観の形成

- ・各集落協定では、棚田地域において計画的に桜やアジサイ等の景観花木を植栽する。また、草刈り等により美しい畦畔の景観を保つ。

④ 伝統文化の継承

- ・ 棚田地域で行われる国指定の重要無形民俗文化財である高千穂の神楽を維持・継承するために、各集落協定は、運営等に協力する。

⑤ 集落機能強化

- ・ 各集落協定では、棚田地域に新たにコミュニティサロンを作り、高齢者や高齢農家に優しい地域作りに努めていく。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 各集落協定では、都市圏の住民を対象とした農村交流体験イベント（農業体験等）を新たに開催し、交流人口や宿泊客の増加を図る。

② 棚田を観光資源とした地域振興

- ・ 各集落協定では、棚田を活用したイベント（棚田アートやほたるまつり等）を継続し、来場者へのおもてなしや周辺の農道整備を行い、来場者の満足度を上げる。高千穂町や宮崎県は、イベントを支援する。
- ・ 各集落協定では、棚田の見学者向けに休憩所・棚田の案内看板を設置し、交流人口増加や観光客増加を図る。
- ・ 各集落協定では、棚田の周辺に棚田等で栽培した棚田米や作物を販売する直売所を設置し、売上げによる稼げる仕組み作りに取り組む。

③ 棚田米等を活用した6次産業化の推進

- ・ 高千穂町や宮崎県では、棚田米や棚田で生産された作物を活用した加工品作りや、6次産業化に取り組む団体を支援する。

(4) 実施主体及び実施状況の確認

上記(1)～(3)に掲げる指定棚田地域振興活動は、中山間地域等直接支払制度の各集落協定及び高千穂町等が主体となって活動を実施していく。

実施状況等については、高千穂町指定棚田地域振興協議会において随時確認する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称

高千穂町指定棚田地域振興協議会は高千穂町、宮崎県、農業団体、農業者、地域住民、中山間地域等直接支払制度（棚田地域振興活動加算）に取り組む集落協定で構成。

参加者の名称については、次紙のとおり。